

第5回ネットワーク産業TF 議事次第

1. 日 時：平成20年5月16日（金）16:30～17:20
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 項 目：「ガス分野における規制改革」についてのフォローアップ
4. 出席者：【規制改革会議】八田委員、松村専門委員、田中専門委員

【経済産業省】

電力・ガス事業部	ガス市場整備課長	広実 郁郎
電力・ガス事業部	ガス市場整備課長補佐	宮崎 貴哉
電力・ガス事業部	ガス市場整備課長補佐	伊藤 篤
電力・ガス事業部	ガス市場整備課長補佐	伊藤 春樹

5. 議事

○八田委員 それでは、定刻になりましたので、第5回の「ネットワーク産業タスクフォース」を開催したいと思います。

今日は、経産省のガス市場整備課の皆様方にいらしていただきました。お忙しいところをどうもありがとうございます。

それでは、私どもから御質問をいたしましたので、それに対して経産省の御回答をまずお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○広実課長 それでは、説明を始めさせていただきます。

質問事項の1で、制度改革評価小委員会のこれまでの議論ということですが、お手元にコピーを配付しておりますが、「制度改革評価小委員会報告書」、案が取れていまして、実は4月25日に取りまとめていただいたものでございます。この中で、規制改革推進のための3カ年計画、ここで提起されている事項についても併せて検討しております。そこを中心に説明したいと思います。

この報告書自体は、評価ということで、これまでの自由化の結果、販売量はどうなったか、ガス料金はどうなったか、更には、ガスで特に今まで言われていました内々価格差・内外価格差の状況はどうか、そういうところを分析しております。その上で、ガスマーケットへの新規参入の状況等について、まずデータを提示し、その上で評価をしていただいたと。一言で言えば、まだまだ改善すべき点はあるにしても、自由化の効果は出ているということで、今後は、その改善点を更に是正して、よりブラッシュアップをしていくべきである、こういうことであります。

それで、御指摘いただいた「現行の1時間同時同量制度の在り方の見直し」というところは、報告書の8ページの託送供給制度にかかわる論点として議論しております。

同時同量制度について議論した結果、まず、昨年4月に導入しました簡易な同時同量制度につ

いて、まだ実績は2件程度なのですけれども、概ね有益であるという評価でして、これは、今は50万立米以下の部分にだけ適用されているわけですが、これをここにありますように50万立米以上のところにも更に拡大していくことが適当であるということで、今後その具体的作業をやっていくということになります。

それから、そもそもの同時同量のあり方、1時間当たりプラス・マイナス10%の同時同量ということが適切なのかということで、今回は、ガス事業者から、御自分の具体的なネットワークの運用状況を委員会の場で説明していただいています、それが、御参考にカラーコピーの資料で「一般ガス事業者におけるネットワーク管理の実態について」、これを添付しております。

彼らは、やはり前日に翌日の需要量を予測して、夜のうちからストレージ、ネットワークの中にガスをどんどん詰めていく、という作業をやっている。その当日の3時になれば、また見直しをやって、微修正をやりながらネットワーク管理をやっていますという実態がありまして、時間当たり、必ずしも出と入りがプラ・マイ10%になっているわけではないということでもあります。

これも、委員会で議論していただいた結果、9ページの上の部分ですが、今のプラ・マイ10%というルールでネットワークの運用に具体的な支障は生じていない。それから、これを超えるとバックアップ料金を取るわけですが、それについては、今の水準について過大ということまでは言えないのではないかと。ただ、他方は、先ほど申し上げましたように、一般ガス事業者の夜からどんどんため込んでいく、その運用に比べて、新規参入者にとって厳しい負担なのではないか。あるいは、1時間当たりプラ・マイ10%でやると、特定条件のネットワークでは管理に支障が生じる場合もあるのではないかと。さまざまな議論がありまして、基本的には、今のプラ・マイ10%というのを維持しながら、ネットワークの運用の実態に応じて、当事者間で、例えば当事者間の合意を前提に1日同時同量、こういった柔軟な同時同量を可能とする仕組みを導入してはどうか。他方、ネットワークの公平性という、利用の公平性もありますので、その観点も踏まえながら、具体的仕組みを今後検討し導入すべきではないかということでございます。

それから、続きまして、「気化・圧送コストの取扱いの見直し」ですが、これについても従前から議論が継続していたわけですが、この部分については、9ページの下の段に今回の議論の結果をまとめています。

ポイントとしては、10ページの方になりますけれども、やはり気化・圧送全額を託送供給原価に算入するのではなくて、コストの中身を精査した上で、真に導管網全体の圧力維持に要する部分を特定の上、それを算入すべきではないか。あるいは、新規参入者もネットワーク維持管理のために、自ら気化・圧送設備を持って同時同量達成することで、ネットワークの維持・安定化に貢献している部分もある必要があるのではないかと。こういった議論、御指摘がありまして、結論としては、方法論としては今まだ特定したわけではないのですが、1つとして、今言ったようなネットワークの維持・管理に真にかかるコストを個別データに基づいて抽出していく、こういう方向か、あるいは新規参入者のコストも含めてネットワーク管理コストを算入するか、こういった方法論を含めて具体化していくということが適当である、ということでございます。

それから、「長距離導管建設促進」に関する部分でありますけれども、これは、ページで言い

ますと12ページになります。

ここで、大口需要家のヒアリングというのも今回、委員の方々に直接やっていただいたのですが、その方々からも、やはり導管が伸びていないとあいみつが取れないんですよねという具体的な声もあって、是非導管整備を進めてほしいと。

それから、新規参入者の方々からも、導管網の接続に関するルール、こういった条件で引き受けてくれるのか、こういうものが更に明確化されている方がより使いやすくなるといった議論もございまして、我々としては、広域的なネットワーク整備と利用促進に向けて新しいインセンティブの具体策、例えば一定期間の託送供給義務の免除とかそういったもの、それから熱量等の異なるガスの受け入れの課題、更には、最終的な導管網の連結促進策の課題について、ネットワークの具体的状況も踏まえながら、今後検討の場を設置して具体的に個別課題を掘り下げていくことが適当である、こういう結論になっております。

これは17ページでも再掲されていまして、17ページの上にも導管供給インセンティブということで、今のインセンティブ、高目の事業報酬率を設定するとか、あるいは託送供給約款の作成等を当面猶予する、こういった特例措置については、まあまあ有益ではあるという評価ではあるんですが、更に掘り下げていくことが必要であるということで、制度的なインセンティブとして、先ほど言った一定期間の託送供給義務免除を初めとした制度的なインセンティブというものを具体的に検討する、こういう記載になっています。

それから、続いて、「会計分離の徹底」のところです。

会計分離については、11ページの(2)の部分、ここで今の実態について状況を記載しています。一般ガス事業者、導管事業者とも託送収支計算書を作成・公表している。一般ガス事業者7社等では計算書をホームページで公表しているということで、一部非公表のものもございまして。この公表自体については、委員会でも特段御意見がなくて、現行制度を維持していくことが適当であるということになっています。

他方、この託送供給収支について、まだガスの方で課題があるということになりまして、それについては、10ページの託送供給部門から出てくる超過利潤の扱いについて、特に電気と比べてということなのですが、超過利潤が出た場合の変更命令の発動基準について、ガスの方はやや抽象的な文言になっています。この10ページの(2)の○の2つ目にあるように、「料金算定時に設定された事業報酬額と託送供給関連業務利益との乖離が3年程度にわたり継続的に発生する場合」、こういうことしかまだ条件が記載されていない。

これはこれで、3年間ということではガス会社の値下げの動機にはなっているのですが、これを更に、この3つ目の○にありますように、乖離額の算定方法が明確になっていない、あるいは実際の託送がない事業者の扱いの考え方が明確になっていない等々も含めて、この算定方法、更には命令発動に当たっての具体的な考え方、これをちょっと次のステップでより具体化していく、それが必要である、こういう提言になっております。

それから、託送料についても一つ関連するのは、その下の部分で、料金改定の場合、総原価の洗い替えを行わない「届出上限値方式」というやり方もありまして、大手は使っていないので

すけれども、地方の会社は使っています。それはある部分、引き下げ原資があるというものをすべての部門に割り当てていかないんですね。今回、この方式を取る場合においても、やはり託送部門の引き下げにつながるような仕組みを整備すべきである、こういうことを10ページから11ページの上を書いております。

それで、今後ですけれども、この委員会の報告を6月17日に部会を開催しまして、部会に報告をする。その上で、部会において新しい検討の場を設置しまして、それで次の検討を切れ目なく始めるという方針でいます。ここで特定された課題、基本的方向も特定されていますので、その方向に従って具体的なルールをつくっていくという作業を考えています。

スケジュールですけれども、その場が6月にできますので、7月以降それをやりたい。ただ、もう一つ我々には課題がありまして、家庭用の全面自由化の検討という課題が残っています。今回の評価では、これまでの自由化の制度改革の評価なので、家庭用の全面自由化の可否についてはこのところでは議論していないので、それはやはり議論しなければいけないと思っていまして、家庭用の全面自由化について議論をした上で、この個別具体的課題というものを解決していきたい、こういう考えでいます。

それから、新規論点として出てきた「ガスパイプラインの高速道路側道および鉄道の側面における設置許可の現状・在り方等について」ということですが、今回は、よくシンクタンクの方がいろいろなパイプライン整備を促進するときに、アイデアとしてこういうものが出てきて、これを使えば非常にコストが安くできる、特に幹線パイプラインをつくりやすいのではないかという議論が出てきます。

それで、今回、具体的に各会社の導管部門の方に、実際に現場において具体的にどういった課題に直面しているかということちょっと掘り下げてやるようにしてみました。そうしたところ、高速道路に側道ってありますよね。盛り土の横の道路。あれ自体は一般道、国道、県道、市道に該当するので、これについて占有している例は当然これまでもあります。

○八田委員 ということは、高速道路のメインの車道は高速道路だけれども、横の側道は、一般道路ということですか。

○広実課長 一般道なので、手続面では一般道と同じルールになっています。

○八田委員 側道というのは、上から下に降りたこっちの側道ですか。

○広実課長 上にこう2つありますよね、4車線。こう盛り土があって、その横に入っている側道は、当然ながら一般道なわけですね。

ここについては一般道と同じルールなので、手続面で特に困っているというものではない。ただ、高速道路というのは、非常に安全基準が高いものですから、高速道路側道を使う場合に、高速道路の構築物に影響を及ぼさないということを説明しなければいけないので、結構その検査にお金がかかるということはあるんですが、これはちょっと安全規制から来るので、これについて強い不満があるというわけではない。

それから、鉄道は、横断する事例は多数あるのですけれども、鉄道に並行する事例というのは非常にこれまでまれである。ほとんど余りないので、ちょっと具体的ニーズというところまでは

行っていないと。

それから、高速道路の路肩というものも考え得るんですけども、路肩について、論理的には使い得るんですが、他方、やはり路肩というのは、高速道路なので非常に高規格仕様なのでですね。その設置の工事、あるいは漏えい検査なんかの維持管理、これも結構コストがかかるのではないかと、今の段階ではガス業界としてはやや懸念していると。ただ、占有条件の緩和あるいは維持管理条件の緩和、こういうものが具体的にあれば、是非お願いしたいという状況でございます。

むしろ、具体的に困っているというニーズが高かったのは、ちょっと道路とは異なるんですけども、河川の方でして、河川を横断する場合に、例えば河川管理者の許可が要るんですが、大体審査手続に6カ月から12カ月要するので、これをちょっと短縮していただけるとありがたいと。

それから、河川の堤防の外側にある道路というのがありますよね、荒川でも隅田川でもあるんですけども、そこで一般車両も当然通行できているのですが、その道路というのは河川区域なので、原則パイプラインの埋設が認められていない。一般車両も運行できる、外見的にはほとんど同じ道路なので、そういったところも使わせていただけると、占有できることを要望している、こういう会社はございます。

それから、特に田舎に行って、小さい小川があっても、一級河川だと10メートルぐらい掘っていかないといけないんですけども、そこへ、地上への立ち上がりの場所に水が吹き出ないようにバルブを設けないといけないんですね。このバルブの部分について、口径が50センチ以下だと免除してもらっているんですけども、個別協議になっているというので、今、免除してもらっているのは関東地方整備局なんですけど、他の地方整備局でも同様に扱うようにしてもらえればありがたいと。

○八田委員 関東地方整備局は、基本的には国土交通省の関係だから、規制改革がいろいろ要望できる相手ですよ。

○広実課長 そうですね。

それから、もう一つは農地で、これは結構いろいろな議論があるところだと思うんですけども、やはり地方に行くと、農地にバルブステーションというのですか、パイプラインの建屋を置く場合があるんですね。そうすると、農家に頼んでちょっと小さい土地を借りて、そこへバルブステーションを設置しないといけないんですけども、そのために、いわゆる農振法と農地法の双方の許可が必要になって、農振法の場合、申請受付が年2回しかなくて6カ月に1回なんですよ。それで、かつ審査に6カ月から12カ月かかるので、その手続の弾力化というんでしょうか、こういったものを希望するといった声がパイプライン関係でございました。

以上です。

○八田委員 どうもありがとうございました。特に、後半の具体的要望は、こちらとしてもできるだけやっていきたいと思えます。

それで、全体的な今度の制度改革の予定というのはどうなっているのですか。先ほどおっしゃっていただいたものの後ですね。

○広実課長 来月立ち上げまして、それで、小委員会といったものを7月に設置して、その後、できれば年内あたりに、先ほどの4つの点を含めた論点を処理していきたいと思っています。ちょっと議論がこれから予定されているもので、我々の予定としてはそういうふうを考えています。

○田中専門委員 別の論点として、これは多分、ホームページとかを見ればわかるんだと思うんですが、ガスの託送収支で超過利潤というところはかなり出ているのでしょうか、それともそうでもないのでしょうか。電力の場合、かなり出ていると思うのですが。

○広実課長 要は、販売量が今どんどん右肩上がりが増えていきますので、当然、託送収支もどんどん超過利潤が出ています。計算上どうしてもそうなるようなところもありまして、今のところ出ていまして、たまり過ぎると料金改定をして料金を下げる、こういう状況になっています。

○田中専門委員 その託送収支で得た黒字になった部分は、それは料金を下げる方向に向けるということですが、ここの部分についてある程度内部留保を認めて投資に振り分けるのを許容するとか、そういう議論というのは何か委員会の場ではあったのでしょうか。

○広実課長 その原資をどう使うかという議論は、委員会ではそこまではなかったのですが、今後ちょっとそこは、ルールの具体化のところでは是非掘り下げて議論したいと思っています。

我々としては、インフラがまだ不十分だという時期なので、できるだけ投資促進、特に2010年代前半を投資促進に当てないと、イッツ・ツー・レイトになる恐れがあるので、そういう方向に持っていければと思っています。

○田中専門委員 先ほど、報酬率を高目に設定するという議論もあったのですが、託送収支の超過分、これをどう扱うのかとか、内部留保の何か水準といいますか、そういうものを今後議論されるのかなと思っています。

○広実課長 それはもちろん議論したいのですが、託送収支の高目の設定って余りインセンティブになっていなくて、今までのところそんなに使われていないですね。そういうことで、ちょっと制度的インセンティブをもう少し考えられないかというので、先ほど言った、やや特許制度みたいな考え方なのですが、一定期間だけちょっと独占権を与えてあとは開放すると。これはEUがもう採用している考え方なので、これを導入してみようかなと。ただ、電事連が強硬に反対しているみたいなので、なかなか難航はするかもわかりませんが。

要は、今までのポリシーが、オープンにしてどんどん利用させて投資家資本を回収するというのが自由化のこれまでの基本原理ではないか、それに反するのではないかというのが電事連の御指摘だったのです。もちろんそういう懸念もあるので、ヨーロッパなんかを見ていると、やはりいろいろな条件がついているのです。競争の促進に貢献する場合とか、セキュリティの向上につながる場合、あるいはこのインセンティブがないとつukらない場合とか、いろいろな条件というのがやはり議論されています。

○八田委員 基本的に特許と同じですね。要するに、できた技術は、できるだけただでたくさんの人に使ってもらいたいんだけど、そんなことを言ったら技術自体ができてこないから、ある種の妥協がどこかで要するという話ですね。

○広実課長 そうですね。

○八田委員 ただ、ちょっと特許と違うところは、特許の場合には、儲ける機会を与えないと本当に新技術が出てこないわけですが、パイプラインの場合には、ルーティンなものなので、補助金を出して、やってくださいということにすれば、できなくはない。また特許にできる発明を国がすることは難しいけれども、パイプラインの場合には、国がつくったってできないわけでもない。だから、その辺のルーティン度合いが違うと思うんですね。

○広実課長 金融上のインセンティブについては、これはちょっと制度論の議論だったのでそこまで書かなかったんですけども、今、いわゆる財政投融资というのがなくなりまして、政投銀も民営化してしまったのですが、そういう意味で、イコールフットィングでそういう政策金融をやっていく手法としては利子補給になるんですね。こういったものをこの場合に使えないかということ、ちょっと今年予算要求では検討してみたいと思っています。

○八田委員 わかりました。

○松村専門委員 たまった超過利潤を配分するというのは、若干誤解があるのではないかと一応確認させてください。そもそもは、特にインセンティブを与えるために報酬率を高くするとかという効果を除けば、需要を想定して、資本コストも含めて収支均等になるように設計されているはず。想定したよりも需要がたくさん出てくると、従量料金の部分のウェイトがあるので、結果的に超過利潤が出てしまう。

でも、この出てきた超過利潤は基本的に事業者のものであって、本質的に、これを取り上げて返せとか、何かに使えとかという話ではない。これは、家庭用の料金なんかでも本質的には同じで、需要を想定して料金を設計するけれども、予想以上に需要が伸びれば利潤がそれを上回るし、下回れば赤字になります。赤字になったときに補てんしてあげないというのと対称に、超過利潤が出たからといって直ちにそれを取り上げるということではない。

しかし、需要想定をはるかに超えるような需要が出てきて、恒常的に超過利潤が出ているとすれば、そもそも想定がおかしかったということなのだから、もう一回きちんと需要想定を変えなさいということなのであって、出てきたものを取り上げるというのではなくて、正しい需要想定に変えさせるということなのだと思います。

需要想定を変えたのにもかかわらず料金が下がらないということも原理的にあって、それは、今は超過利潤が発生しているのだけれども、今後、大規模な投資というものを予想していて、すぐにでもコストがかさんでくるから、だから、料金は結果的に下がらませんでしたということがあります。これをまさに投資に使っているという状況なのであって、制度を何か設計して、事業者投資させるとか、取り上げるとか、そういうようなことでは、そっちにインセンティブを与えとかということとは当然あり得るし、超過利潤が余りにも大きくて需要想定と余りにも乖離しているときには、放置しないで改定しろと言うことはできるんだろうと思いますが、それを何に使えと言うのは、本来の議論ではないような気がします。

○広実課長 先生の理解の方が私よりは進んだところがあるので、ちょっと勉強してみたいと思います。

○八田委員 コストを予定よりも下げたために、規制部門で利潤が出たのなら、その利潤はそこ

の会社に帰属すべきですよ。しかし、従量部分のウエイトが大きすぎるために需要が想定よりも多いときに利潤が膨らむというのなら、固定部分のウエイトを上げるべきだと思います。

○田中専門委員 先ほど申し上げたのは、おっしゃったようにまず報酬率で考えて高目にするとかという方法がある。超過利潤が出てしまう場合に関して、本来はコストに見合うものということで、ぴったりにするべきということなのでしょうけれども、そこで、何かしらのバッファを残すような、つまり超過利潤になったらすぐに全部取り上げるのではなくて、少しバッファを見るような何か裕度が考えられる。それを場合によっては投資に使うかもしれないし、違うものに使うかもしれないけれども、そのバッファを残してあげるような内部留保の議論がある、そういう意味で申し上げたつもりです。

基本は、もちろんコストとそれに見合う収入ということですが、時間の流れとともに収支の変動があるので、バッファとしての内部留保をどうするかという議論がある。

○八田委員 先ほど、会計分離についてほとんど委員の方たちから意見が出なかったということでした。

○広実課長 先ほどのところですね。余りちょっと議論が、ここは、たまたまかもわからないですけれども、ちょっと。

○八田委員 今回の6月からの立ち上げのところでは、余りこの会計分離のところについての議論はもうやらないという予定ですか。それとも、それも含めてということなのですか。

○広実課長 そうですね、今のところ具体的にこうやるべきだという案がまだ出ていないのですけれども、もしそういう指摘が当然出れば、評価のときに議論がなかったから、もう議論しないということはないですけれども。

○八田委員 例えば、仮にガス会社がいろいろなテレビ番組のスポンサーをしているとします。そうすると、この広告費は規制部門の費用と全面的にするのか、自由化部門とするのか、それとも一定の割合で配賦するのか、という点は、どのように整理されているのでしょうか。

○広実課長 そこはちょっと御説明を漏らしたところなんですけれども、そういう広告費のようなものは、内容に応じて機能別原価、需要家サービス原価にするか、あるいは大口特定原価にするか、そこに直課することになっているのです。

東京ガスの場合、ちょっと聞いてみたんですけれども、東京ガスに、広告費はどうしているんですか、そもそも大口用の広告活動とかそういうものがあるんですかということ、基本的にないと言うんですね。大口用の広告はやっていませんということで、需要家サービス原価に直課しています。広告費は供給販売費の需要開発費に計上していると。それで、今言ったように、実際大口に特定できるものはございません。需要家サービス原価に直課して、要は、件数の比率で99.9%が家庭なので、家庭部門に原価を配賦しているということになっています。

○八田委員 例えばCO₂排出が、ガスは少ないとか、そういう種類のというのは、家庭用で使ってよというものもあるけれども、一般的にガスを支援してよというような側面もあるように思えますけど。

それから、件数で割り当てるというのも、家庭用1件も企業も同等ということなんですよ。

- 広実課長 そうです。
- 八田委員 これも何か、本当は販売量で割り当てる、物によっては企業ごとにとということも考えられるように思いますが。
- 広実課長 今の、我々が決めているのは配賦基準なので、その具体的当てはめになると中を見てという世界で、そこをどうコントロールするかというのは非常に難しいですよ。
- 八田委員 例えば、ガス協会への会員費、献金、そういうものはどういう基準でやっているんでしょうね。
- 広実課長 料金には入れていないでしょう。入れていないですよ。
- 八田委員 補助金とかそういう形ではね。
- 広実課長 この料金のコストとしては、多分、料金以外の話だと思うんですね。料金というのは、あくまで家庭用の料金をつくるためのコストだけを計算するわけですから。
- 八田委員 間接費としても入っていないですかね。社屋の費用や何かはもちろん割り当てて入っているわけでしょう。
- 広実課長 社屋の費用とかは一般管理費として、割り当てて入りますね。
- 八田委員 そうすると、ガス協会への会員費みたいなもの、例えば、それもそういうものと同じような。
- 広実課長 ガス協会の費用とか発電ビジネスなんかは、全部この外ですよ。発電所の費用なんていうのはね。もちろん発電所に送るガスのところはいろいろ分けたりはするでしょうけれども。あれは大口販売なのかな。
- 松村専門委員 ガス協会に出向している人の給料は、会社から出ているのではなく、ガス協会から出ているのですか。
- 広実課長 いや、会社から出ているとは思いますが、入れているかどうかというのがあるんですが。
- 松村専門委員 とは言っても、その関連の費用は一切家庭用のところには入っていないのですか。
- 広実課長 考え方としては入らないでしょう。
- 伊藤（篤）課長補佐 もとの人の人件費は出向元で支払われている。協会に出向している方が東京ガスから出向されていて、その方の人件費がガス料金に入っているのかどうかということですね。
- 松村専門委員 それは間接費になって配賦されているのですか。
- 伊藤（篤）課長補佐 一般管理費に入っているはずですよ。人件費ですね。
- 松村専門委員 一般管理費だから、ガスの消費量に応じて配賦されているのですか。
- 伊藤（篤）課長補佐 物によるんですけれども。人員は人員比でやっています。労務費は。
- 八田委員 では、そういう間接費は、一括して販売額で配分していると。規制分、非規制分含めて。
- 経済産業省随行者 一般管理費が、薄く広く機能別原価の方に配賦されていってしまっています。

す。

○八田委員 その配分の基準は何を用いているのでしょうか。

○経済産業省随行者 配賦の基準は、販売量比であったり、調定件数であったり、それぞれで行っているのが実態です。

また、労務費が人員比で機能別原価項目に薄く広く振られます。その機能別原価は、例えばLNG気化原価であれば、ガス販売ピーク販売量でしたか、最大量比で振られていくので、そういう意味では、全部機能別項目に振られてしまっているの、いろいろな配賦係数が、調定件数であったりするという事です。

○八田委員 ということは、ガス協会への出向した費用というのも、いろいろ細かく分かれてしまって、1人の人もいろいろなことをしていますよということになるわけですね。あと、細かいところは、経産省でルールを定めているのでしょうか。

○広実課長 配賦基準自体は省令で全部定めているんです。平成11年のときに料金制度分科会というところでかなり議論して、配賦の基準としてはすべてルール化されていると。

○八田委員 わかりました。

○松村専門委員 この問題は、配賦の基準では突破口はないのかもしれませんが。「ピピッとコンロ」のCMを自由化部門に割り当てるという理屈を立てるのは、やはり相当難しいかと思います。ミストサウナでも何でも、基本的に家庭用に入れる合理性はあると思うのですが、そもそも規制部門に最終的に乗っかる広告は完全に自由にできていいのかという問題があります。これは、恐らくガスの問題よりは電気の方がはるかに大きく、9社全体ではけたが1けた違う額を投入しているでしょうから。スイッチのCMを幾らでも投入して、幾らでも規制料金に乗っけてもいいのか、家庭用に乗っかることが予定されている広告は自由でいいのかという問題であると思っています。

○八田委員 何か、同時にCO₂云々というときにはもうちょっと広いようにも。

○松村専門委員 そうですね。

○八田委員 そういうものを何とかぎりぎり言っていけないと、普通のガス会社なら、やはりできるだけ規制の方に乗っけようと思うのではないかなと思います。

○松村専門委員 ただ、例えば電気で言うと、「電気を大切に」というたぐいのものは、あれは多分販売費でやっています。

○八田委員 日曜日の言論番組等で、原子力発電がこんなに役に立っていますということを言っているわけですね。これは、本当に家庭用かなという感じがします。別の論点ではありますが。

○松村専門委員 いや、それはきちんと調べてみる価値はあると思いますが、それが同じように需要家件数に乗っているとすれば、おかしいということはあると思います。

○八田委員 そうですね。あと、ほかに何かありませんか。松村さん。

○松村専門委員 会計分離のことについて問題にならなかった一つの理由は、今回、気化・圧送のことだとかが出てきまして、ここをやると何というのか、一般的に、「そもそもネットワーク部門の機能は」という議論がきつと一段階あって、それを見た後で議論する方がはるかに生産的

だという側面もあったのではないかなと。

○八田委員　そうですね、気化・圧送は一番その重要なところですね。わかりました。

それでは、どうも本当にお忙しいところありがとうございました。

○広実課長　ありがとうございました。

○八田委員　それから、このさまざまなガスパイプラインを引くための国交省関係のものは、こちらでも積極的に扱っていきたいと思います。また、その点ではどうぞよろしく願いいたします。